

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	⑦ 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。	16条		56		「そなえる。かわさき」やさしい日本語版	<p>■目的・目標：防災啓発冊子「備える。かわさき」について、小学生に向けて防災知識の普及啓発を図るために、難しい言葉や専門用語を簡単な言葉に置き換えた「やさしい日本語」による防災啓発広報紙を配布します。</p> <p>■事業概要：やさしい日本語は、本来日本語が得意でない方向けのものですが、小学校低学年への防災啓発のために、難しい言葉や専門用語を簡単な言葉に置き換えた「やさしい日本語」版を活用しています。</p>	危機管理室及び各区役所危機管理担当の窓口を中心に、配架及び配布を行いました。	危機管理室及び各区役所危機管理担当の窓口を中心に、配架及び配布を行いました。	風水害時の避難行動や地震の際のトイレ問題に係る追加掲載等を行うとともに、危機管理本部及び各区役所危機管理担当の窓口を中心に、配架及び配布を行いました。	市のホームページにも掲載したほか、区役所をはじめとする身近な窓口で配架及び配布を継続的に行いました。また、防災イベントでも配布を行いました。年齢や国籍等にかかわらず、地域に暮らす誰もが災害時に身を守るために必要な備え等の情報を得られるよう、引き続き、やさしい日本語を用いた情報発信を継続する必要があります。	C	危機管理本部	危機管理課
				57		外国人市民施策事業	<p>■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。</p> <p>■事業概要：川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進し、国籍や文化の違い等により差別や不利益をうけることがないように努めます。また、施策の進捗状況調査を定期的に実施し、施策の検証・評価を行います。</p>	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく各所管課の施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市多文化共生社会推進協議会で施策の進行状況について評価を行いました。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく各所管課の施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市多文化共生社会推進協議会で施策の進行状況について評価を行いました。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を継続して実施するとともに、外国人市民の増加や外国人市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、指針の改定について検討しました。	各年度ごとに、「川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況及び推進計画一覧」を取りまとめました。また、川崎市多文化共生社会推進協議会の事務局として協議会運営に携わり、指針改定の検討を行いました。協議会での検討を基に、今後具体的に庁内調整等を経て、指針改定を行う必要があります。	C	市民文化局	多文化共生推進課
				58		多文化・多言語に配慮した情報提供（保育園）	<p>■目的・目標：多文化・多言語に配慮した保育の情報提供・情報共有を行うことで、国籍等にかかわらず、子どもが置かれている状況に応じて相談や保育支援を受けられる環境作りを推進します。</p> <p>■事業概要：保護者向けのためよりにルビを振るほか、日本語を読むことが困難な保護者に対しては、個別に説明することにより、外国籍等の保護者に対して、必要な情報の提供を行います。</p>	保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記し、読みやすくなるように工夫しました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。この他、保護者との連絡ノートを平仮名やローマ字で記載するなど、日頃の取組を推進しました。	保育園等職員が多様な文化的背景を持つ子どもとその保護者に関する学びを深めるとともに、様々な方法で職場研修等を行い、多文化保育についての理解をさらに深めることができました。引き続き、感染症や健康、相談等、必要な情報の提供や情報を得るためのツール等についての周知を進めることが必要です。	C	子ども未来局	保育・子育て推進部
				59		在日外国人母子保健サービス支援事業	<p>■目的・目標：外国籍の母子が日本人母子と同様に母子保健サービスが受けられ、安心して育児ができるように支援します。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて外国語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施します。</p>	各区役所において外国語版母子健康手帳を副読本として、日本語を母語としない妊婦に配布しました。川崎区では妊婦届提出時に外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。各種母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	各区役所において、日本語を母語としない妊婦など、日本語に不自由な方が希望した場合、外国語版母子健康手帳を交付しました。川崎区では妊婦届提出時に外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。各種母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	各区役所において、日本語を母語としない妊婦など、日本語に不自由な方が希望した場合、外国語版母子健康手帳を交付しました。川崎区では妊婦届提出時に外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。各種母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	日本語を母語としない母子が安心して育児ができるように、外国語版母子健康手帳の交付や必要な情報の提供を行いました。乳幼児健康診査等の事業に安心して果すことができるよう、必要書類の外国語版を整備する必要があります。	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
				60		川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	<p>■目的・目標：日本語に不慣れな子どもや保護者が言葉が通じないことが原因で、適切な支援を受けることができずに孤立することを防止するため、通訳及び翻訳を実施します。年々増加する利用件数に対し、関係機関との情報共有や対応策の検討を行いながら、通訳及び翻訳を実施します。</p> <p>■事業概要：子ども支援関係機関において通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して通訳の派遣や翻訳を行います。</p>	子ども支援関係機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳を238件実施し、外国人移住者が増える中、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。12月11日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施し、新たに7名のボランティア登録につなげることができました。	子ども支援関係機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳を222件実施し、外国人移住者が増える中、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。12月10日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施し、新たに3名のボランティア登録につなげることができました。	子ども支援関係機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳を222件実施し、外国人移住者が増える中、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。12月10日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施し、新たに3名のボランティア登録につなげることができました。	通訳及び翻訳をR2年度は238件、R3年度は215件、R4年度は222件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援することにより子どもや保護者の孤立を防止することができました。コロナ禍で外国人の渡航の制限があり、日本に移住する外国人が減る一方、ベトナム・ネパール・インドネシア等の東南アジアや中国を中心に区内在住の外国人市民のニーズが増加しており、本事業の必要性が高まっています。更に通訳・翻訳協力者の人材発掘と併せて、関係機関との情報共有や対応策の検討を行い、支援の充実を図る必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				61		日本語に不慣れな小中学生学習支援事業	<p>■目的・目標：日本語に不慣れな小中学生が学校生活や地域生活に適應し、健全で安心して過ごすための取組を推進します。</p> <p>■事業概要：区に住む渡日して3年くらいまでの、外国につながる小中学生を対象として週2回、教育文化会館や桜本地域で、日本語・学習サポートを含む交流の場を提供します。</p>	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、小学生教室（週1回程度、39回）、中学生教室（週2回程度、85回）を実施し、日本語・学習サポート、交流を含む居場所づくりを行いました。また、家庭や学校で課題を抱えるケースについて、適宜協働事業者との情報共有を行い、関係各課や学校との連携を図り、孤立を防ぐための取組につなげました。	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、小学生教室（週1回程度、48回）、中学生教室（週2回程度、86回）を実施し、日本語・学習サポートを行いました。1月26日外国につながる子どもの教育を考える研修・交流会を実施する予定でしたが新型コロナウイルス感染症拡大により中止となりました。	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、小学生教室（週1回程度、47回）、中学生教室（週2回程度、83回）を実施し、日本語・学習サポート、交流を含む居場所づくりを行いました。また、家庭や学校で課題を抱えるケースについて、適宜協働事業者との情報共有を行い、関係各課や学校との連携を図り、孤立を防ぐための取組につなげました。	新型コロナウイルス感染症の影響が見られましたが、外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、小学生教室（週1回程度、39回、R3年度48回、R4年度47回）、中学生教室（週2回程度、R2年度85回、R3年度86回、R4年度83回）を実施しました。本事業のニーズが増える中、支援を受けていない日本語に不慣れな子どもや保護者をどのように支援していくか、関係機関と連携しながら進めていく必要があります。また、大師地区に支援を必要としている子どもや保護者がいるため、活動場所や支援者の確保について検討しながら、支援の充実を図る必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				62		外国籍等子ども学習支援事業	<p>■目的・目標：地域教育資源を活用した教育活動を推進します。</p> <p>■事業概要：外国籍等の児童・生徒に対して学校の要請に基づき授業や放課後の中で個別指導を行い、長期休業（夏休み等）時は麻生区内の公共施設で区内の希望者を対象とした集団指導を行うなど、学習が遅れがちな外国籍等の児童・生徒に対する学習支援を行います。</p>	令和2年度については、6月までの臨時休校期間中、1月以降の緊急事態宣言の出ている期間を除き、小学生13名、中学生5名の学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しましたが、長期休業期間を利用して集団指導等はコロナ感染拡大防止のため、やむなく中止しました。各小・中学校と連携し、新しい生活様式に配慮した、きめ細やかな支援を実施しました。	小学生14名、中学生1名について、学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しましたが、長期休業期間を利用して学習会は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、令和2年度に引き続き中止しました。各小・中学校と連携し、新しい生活様式に配慮した、きめ細やかな支援を実施しました。	小学生12名、中学生5名について、学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しました。一方、長期休業期間を利用して学習会は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、令和2年度、令和3年度に引き続き中止しましたが、年間を通じ、各小・中学校と連携し、新しい生活様式に配慮しつつ、日本語を通じた学習理解への支援活動を実施しました。	新型コロナ感染状況や緊急事態宣言に伴う、学校休業や支援活動の断続的な休止等の期間がありましたが、学校の教育活動が正常化に向かう中で、感染拡大防止に配慮しつつ、きめ細かな学習支援活動を実施し、個々のレベルに応じた学習言語能力の向上や書字・識字能力の向上等、外国に適する児童・生徒の基礎学力の充実にも寄ることができました。コロナ下の入国制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう中で、外国につながる児童・生徒の入学割合は再び増加傾向にあり、新たな支援の担い手の確保や支援者の研修等、より効果的なサポートの検討や教育委員会等関係機関との一層の連携強化が必要となってきています。	C	麻生区役所	学校・地域連携担当

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	⑦ 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながる児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。	16条		63		多文化・多言語に配慮した情報提供(学校)	<p>■目的・目標：市立学校に在籍する児童生徒が言語による不利益を受けることがないように努めるための取組を行います。</p> <p>■事業概要：市内全校種の学校で、学校便りを始めとする家庭向けの印刷物にルビを添えることを呼びかけます。また、必要な学校等に通訳機器を配置して児童生徒及び保護者への情報提供を支援するとともに、保護者面談等の場面では委託により通訳者を配置します。また、日本の学校制度や就学手続などを多言語で説明するハンドブックを作成し、配布します。</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難を抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載しています。</p> <p>また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機器を学校等に新たに136台配置しました。</p> <p>また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」を作成し、配布しました。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスにかかると一斉休校等の情報を、英語、中国語及びやさしい日本語で教育委員会のHPに掲載しました。</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難を抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載しています。</p> <p>また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機器を学校等に新たに39台配置しました。</p> <p>また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。</p> <p>また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。</p> <p>また、国際交流協会作成の「小学校入学ガイドブック」の内容の見直しに協力しました。</p>	<p>きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難を抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用PCに掲載しています。</p> <p>また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機器を学校等に新たに30台配置しました。</p> <p>また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。</p> <p>また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。</p> <p>(9か国語)</p>	<p>令和2年度の体制整備による通訳機器の配置及び通訳者の派遣等により、学校における児童生徒及び保護者との言語による不利益が大きく改善しました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、使いやすさの向上を図りました。</p> <p>日本語が困難な児童生徒及び保護者が増加しており、通訳機器を含めた言語面での支援の強化が求められています。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
						日本語指導初期支援員の配置	<p>■目的・目標：日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をします。</p> <p>■事業概要：日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒に日本語指導初期支援員を派遣します。</p>	<p>各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を開始しました。令和2年度は168件の新規配置を実施しました。</p>	<p>各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を開始しました。令和3年度は125件の新規配置を実施しました。</p>	<p>各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を開始しました。令和4年度は235件の新規配置を実施しました。</p>	<p>令和2年度の体制整備により、様々な言語に対応した人材確保ができており、母語支援を主とした支援員の迅速かつ確実な配置ができるようになりました。また、相談支援員の配置により、川崎区での外国人の教育相談に柔軟に対応できるようになりました。</p> <p>仕様等を精査してより効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続します。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
	⑧ 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条			65		性的マイノリティ人権関連事業	<p>■目的・目標：川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき2月から2月にかけて、「企業向け『LGBTセミナー』」を3回連続講座として開催し、企業関係者など延べ39人が参加しました。1回目は基礎講座として「SOG1と顧客対応」をテーマとして、2回目、3回目はゲストスピーカーをお招きして、企業の顧客対応や労務管理に焦点を当てた内容となりました。</p> <p>11月に開催した「かわさき人権フェア2022」においても、性的マイノリティに関するパネル展示を行うとともに、関連団体のリーフレット等を配布しました。特に、性的指向や性自認に関して悩んでいる中学・高校生などが適切な相談機関につながるよう、展示方法を工夫しました。</p> <p>(連絡・調整)</p> <p>人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「LGBTへの理解 職場における配慮とハラスメント・アウェイティング」をテーマとした研修を兼ねた形式で年1回開催しました。</p>	<p>(人権意識の普及活動)</p> <p>川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき2月から2月にかけて、「企業向け『LGBTセミナー』」を録音配信形式により、全2回講座として開催し、第1回目は延べ85人、第2回目は延べ88人の企業関係者などの申込みがありました。1回目は「企業向けLGBT・SOG1対応について～取組む意義と課題～」をテーマとして、2回目は「働きやすい職場とは～をテーマとして開催しました。</p> <p>11月に開催した「かわさき人権フェア2022」においても、性的マイノリティの関連団体のリーフレット等を配布し、性的指向や性自認に関して悩んでいる中学・高校生などが適切な相談機関につながるよう、展示方法を工夫しました。</p> <p>(連絡・調整)</p> <p>人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「LGBTへの理解 職場における配慮とハラスメント・アウェイティング」をテーマとした研修を兼ねた形式で年1回開催しました。</p>	<p>(人権意識の普及活動)</p> <p>川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき2月から3月にかけて、「企業向け『LGBTセミナー』」を録音配信形式により、全2回講座として開催し、第1回目は延べ121人、第2回目は延べ130人の企業関係者などの申込みがありました。1回目は「LGBTQ・SOG1について企業が知るべき基礎事項」をテーマとして、2回目は「職場でのLGBTQ/SOG1施策について～具体的な事例から～」をテーマとして開催しました。</p> <p>11月に開催した「かわさき人権フェア2022」においては、性的指向や性自認に関して悩んでいる方の相談につながる窓口の案内等を行いました。</p> <p>(連絡・調整)</p> <p>人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「性の多様性と人権」をテーマに研修を兼ねた形式で年1回開催しました。</p>	<p>(人権意識の普及活動)</p> <p>川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき2月から3月にかけて、「企業向け『LGBTセミナー』」を録音配信形式により、全2回講座として開催し、第1回目は延べ121人、第2回目は延べ130人の企業関係者などの申込みがありました。1回目は「LGBTQ・SOG1について企業が知るべき基礎事項」をテーマとして、2回目は「職場でのLGBTQ/SOG1施策について～具体的な事例から～」をテーマとして開催しました。</p> <p>11月に開催した「かわさき人権フェア2022」においては、性的指向や性自認に関して悩んでいる方の相談につながる窓口の案内等を行いました。</p> <p>(連絡・調整)</p> <p>人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「性の多様性と人権」をテーマに研修を兼ねた形式で年1回開催しました。</p>	<p>令和2年7月に「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設し、その運用を行い、令和5年3月31日現在で93組の宣誓実績がありました。</p> <p>また、「企業向けLGBTセミナー」においてはLGBT当事者にとって働きやすい職場環境について、当事者から直接、話を聞く機会を設けるとともに、庁内でも人権研修としてLGBTをテーマにした研修を開催し、広く参加者を募り、性の多様性に関する理解を深めるきっかけとなりました。</p>	C	市民文化局
川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「PEOPLE DESIGN CINEMA 2021」	2021			66		川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「PEOPLE DESIGN CINEMA 2021」	<p>■目的・目標：上記65の具体的な取組として、映画上映等を通じて、市民に対して性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を広めるよう取組めます。</p> <p>■事業概要：映画の上映及び当事者を含むトークショー、さらには当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティを身近に感じ、理解を深め、お互いを尊重し合える機会とします。特に中学生・高校生の参加を促進します。</p>	<p>例年、映画館での開催としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和2年度は全てオンラインでの開催とし、3月に「川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー『PEOPLE DESIGN CINEMA 2021』」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたオンライン上映やオンライン「情報共有ルーム」を実施しました。オンライン映画上映は81人、オンライン「トークショー」は63人、オンライン「情報共有ルーム」は17人の申し込みがありました。</p> <p>「情報共有ルーム」は、4回の実施となりますが、今回は20代から70代までの幅広い世代のさまざまな属性の方に参加していただきました。</p> <p>周知に際しては、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫したほか、上映する映画も高校を舞台としたものを取り上げるなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。「情報共有ルーム」には、関係団体方に参加依頼をするなどの対応をしました。</p>	<p>例年、映画館での開催としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和3年度は全てオンラインでの開催とし、3月に「川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー『ヒーブルデザインシネマ 2022』」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたオンライン上映やオンライン「情報共有ルーム」、事業者・家族・支援者によるオンライン「情報共有ルーム」を実施しました。オンライン映画上映は100人、オンライン「トークショー」は82人、オンライン「情報共有ルーム」は21人の申し込みがありました。</p> <p>「情報共有ルーム」は、5回の実施となりますが、周知に際しては、市内の小中学校、学校にイベントポスターを配布し、掲示を依頼するほか、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫するなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。「トークショー」には、映画の主演の方に御出あいいただき、映画に関するエピソードなども交えたトーク内容となりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和4年度も全てオンラインでの開催とし、1月に「川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー『ヒーブルデザインシネマ 2023』」を開催し、性的マイノリティをテーマとしたオンライン上映やオンライン「情報共有ルーム」を実施しました。オンライン上映は117人、オンライン「トークショー」は118人、オンライン「情報共有ルーム」は35人の申し込みがありました。</p> <p>「情報共有ルーム」は、6回目の実施となりますが、周知に際しては、市内の小中学校、学校にイベントポスターを配布し、掲示を依頼するほか、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫するなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。また、「情報共有ルーム」には、関係団体方に参加依頼をするなどの対応をしました。「トークショー」には、映画の主演の方に御出あいいただき、映画に関するエピソードなども交えたトーク内容となりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、オンライン形式のイベントにするといった工夫を行い、毎年「ヒーブルデザインシネマ」を開催することが出来た。年々、申込者と参加者も増えてきており、イベントとして認知度が高まっていると考えられる。</p> <p>今後、参加者アンケートの結果や、関係団体等の意見を聞きながら、より多くの方が参加しやすいイベント内容、手法について、検討しながらイベントを実施していきます。</p>	C	市民文化局	人権・男女共同参画室
イベントにおける人権関連ブースの出展				67		イベントにおける人権関連ブースの出展	<p>■目的・目標：上記65の具体的な取組として、市内で開催されるイベントにおいて人権関連ブースを出展し、性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題について、正しい理解を広めるよう取組めます。</p> <p>■事業概要：「性的指向」や「性自認」についてのお悩みに関する相談窓口をはじめとする性的マイノリティに関する施策や関係団体の情報を紹介するほか、子どもの権利を含めた様々な人権課題についての啓発や相談窓口の案内などを行います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年、4月及び11月に開催されていた市内の祭りが中止となったため、人権ブースを出展することができませんでした。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年、4月及び11月に開催されていた市内の祭りが中止となったため、人権ブースを出展することができませんでした。</p>	<p>令和2年度～令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内のイベント自体が中止になってしまったことから、ほとんど人権関連ブースを出展することができませんでした。</p> <p>ただ、令和4年度には市民祭りが開催され、人権関連ブースを出展し、性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題について、正しい理解を広めるよう取り組みました。</p> <p>今後も引き続き、理解を進めるための啓発、広報を継続し、より効果的な啓発、広報の手法について検討を行ってまいります。</p>	D	市民文化局	人権・男女共同参画室	
男女平等教育参考資料の作成				68		男女平等教育参考資料の作成	<p>■目的・目標：性別役割分担意識のまだ少ない小学生を対象とし、市内小学生を対象に13,850部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育において男女平等教育実践の視点等の周知に努めました。配布時期を男女平等推進週間(6月23日から6月29日まで)に合わせ資料の配布を6月に実施しました。性別にとらわれず一人ひとりがかがやくことの大切さについて、イラストを用いて啓発できました。</p>	<p>男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に14,050部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育において男女平等教育実践の視点等の周知に努めました。配布時期を男女平等推進週間(6月23日から6月29日まで)に合わせ6月にしました。性別にとらわれず一人ひとりがかがやくことの大切さについて、イラストを用いて啓発できました。</p>	<p>男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に13,850部配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育において男女平等教育実践の視点等の周知に努めました。配布時期を男女平等推進週間(6月23日から6月29日まで)に合わせ6月にしました。性別にとらわれず一人ひとりがかがやくことの大切さについて、イラストを用いて啓発できました。</p>	<p>毎年市立小学校のみならず市内の私立の小学校も含めた全小3年生に配布することで、性別役割分担意識のまだ少ない小学生が「自分らしく」生きることが大切であることに気づくための一助となっています。また担任教員が授業で指導しやすいよう担任教員向けに活用の手引きを作成して配布しています。</p> <p>活動状況把握のためにアンケートを実施していますが、令和4年度は電子申請システムを活用したアンケート方法にしたこと、回収率が高くなったため、アンケート手法を検討しながら、引き続き活用状況の把握に努めていきます。</p>	C	市民文化局	人権・男女共同参画室	

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	⑧ 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条		69		思春期精神保健相談	<p>■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。</p> <p>■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を行います。また事例検討会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。</p>	<p>思春期精神保健に関する電話相談を運営受けました。また、関係機関職員に向けて事例検討および医療相談会を年6回、思春期電話相談スーパーバイス研修を年4回、電話相談従事者研修会を年2回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、そのご家族や関係機関にも支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進あるいは回復を行いました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集合研修となる家族向けセミナーは十分な感染予防策をした開催は難しいと判断し、行いませんでした。</p>	<p>令和3年度組織再編に伴い、思春期精神保健に関する電話相談を引継ぎ、通年実施しました。また、思春期精神保健電話相談スーパーバイスを年6回実施しました。</p>	<p>思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。思春期精神保健電話相談のスーパーバイスを隔月で年6回開催しました。担当職員の思春期精神保健電話相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、児童相談所職員にも参加してもらい事例検討を1回実施しました。</p>	<p>思春期精神保健電話相談スーパーバイスを実施し、相談を受ける職員のスキルを向上させながら電話相談を実施することができました。</p> <p>児童相談所以外の思春期の各種相談に対応している区役所、教育機関等も参加できるように、引き続き関係機関に思春期精神保健電話相談スーパーバイスを周知していきたいと考えております。</p>	C	健康福祉局	こころの健康課
						健全母性育成事業	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	<p>地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。</p> <p>今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域みまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。</p> <p>また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策（母子保健）
						性同一性障害などに悩む児童生徒への対応	<p>■目的・目標：教職員が性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識を得て、理解を深めるための取組を行います。</p> <p>■事業概要：性的マイノリティの人権課題に関する教職員を対象とした研修を行います。また、悩みを抱えた児童生徒や保護者への対応に向けた学校への支援を図ります。</p>	<p>各学校の人権尊重教育推進担当者研修、ライフステージに応じた教職員研修（初任者、2校目異動者、中堅職員、15年経験者、教頭、校長）、学校からの要請研修において、性的マイノリティに関わる人権課題について理解を深めるとともに、性同一性障害などに悩む児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、具体的な支援のあり方について周知を図りました。</p> <p>実際に悩みを抱えている児童生徒に対して、関係機関と連携し、学校訪問をし、継続して支援を行いました。</p>	<p>各学校の人権尊重教育推進担当者研修、ライフステージに応じた教職員研修（初任者、2校目異動者、中堅職員、15年経験者、教頭、校長）、学校からの要請研修において、性的マイノリティに関わる人権課題について理解を深めるとともに、性同一性障害などに悩む児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、具体的な支援のあり方について周知を図りました。</p> <p>実際に悩みを抱えている児童生徒に対して、関係機関と連携し、学校訪問をし、継続して支援を行いました。</p> <p>関連する部署による連絡会議を設置し、情報共有の促進を図りました。</p>	<p>子どもの権利学習派遣事業「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を学ぶ新たなメニューを試行し、21校で実施しました。また、人権尊重教育担当者研修、PTA人権研修、用務員・調理員・学校事務職員等研修において性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行いました。また、保護者向けリーフレットを作成し、小学校5・6年、中学校、特別支援学校に配布し、児童生徒、保護者及び教職員の理解促進を図りました。</p>	<p>ライフステージに応じた研修や担当者研修、「性の多様性プログラム」の実施、リーフレットの配布を通じて、性的マイノリティの児童生徒の悩みや具体的な対応について話をすることで理解が深まり、教職員の意識の向上につながりました。校内で性的マイノリティの人権についての研修が実施されるようになったことや、子どもが理解するなど、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活が過ごせるような支援体制づくりが進んできました。</p> <p>性的マイノリティの児童生徒の悩みが直接的に見えづらいため、日々の生活において、何気ない大人の言動が子どもの心に大きく影響することがあります。教職員や保護者の意識改革は継続して実施していく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	72		地域療育センターにおける相談事業	<p>■目的・目標：0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行います。</p> <p>■事業概要：関係機関と連携をとりながら、相談、診察等の総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的に行います。</p>	<p>指定管理者に運営を委託している中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続するとともに、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価に基づく、総合的な療育・支援を行いました。</p>	<p>指定管理者に運営を委託している中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで適切な運営を継続しました。また、障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価や総合的な療育・支援を実施すると共に、川崎区及び幸区においては子ども発達・相談センターを開設し、お子さんの発達に関する相談窓口を増やすことで、相談までの待機時間を短縮しました。</p>	<p>指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせた市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。</p> <p>また、令和3年度に川崎区・幸区へ設置した子ども発達・相談センターについては、令和4年度は宮前区・多摩区に新たに設置しました。</p>	<p>地域療育センターにおいては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのあるお子さんとその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。</p> <p>一方、社会的な障害に対する認識の高まりにより、地域療育センターへの相談が近年急増し、課題が顕在化したことから、発達に不安のあるお子さんの専門相談窓口として、新たに子ども発達・相談センターの開設を進め、地域療育センターは特に支援が必要な障害児への支援に注力できる体制への移行を開始しました。</p> <p>子ども発達・相談センターは現在市内4区に設置していますが、引き続き設置効果を検証しつつ、未設置区への設置を進め、相談支援体制の強化を図ります。</p>	C	健康福祉局	障害計画課	
					地域での生活を支援するための障害福祉サービス（在宅支援）	<p>■目的・目標：障害を持った子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスを提供します。</p> <p>■事業概要：障害者総合支援法等に基づくサービス提供を通じて、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるように支援します。</p>	<p>市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。</p>	<p>市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。</p>	<p>市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。</p>	<p>利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっていきます。</p> <p>義務的な経費であるため、障害者施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。</p>	C	健康福祉局	障害福祉課	
					ふれあい障害福祉の案内	<p>■目的・目標：川崎市内の障害サービスに係る情報や相談機関の連絡先等の情報提供を行います。</p> <p>■事業概要：川崎市内にお住まいの障害者（児）やその家族の方々が利用できる各福祉制度の概要や援護・相談などの窓口を案内します。</p>	<p>市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区地域みまもり支援センター等で配布する冊子12、000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。</p>	<p>市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区地域みまもり支援センター等で配布する冊子15、000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。</p>	<p>市民への障害福祉サービス等の情報提供のため、各区地域みまもり支援センター等で配布する冊子14、000冊を作成しました。また、視覚障害者等へ配慮するため、掲載内容をホームページ上で公開し、点字版等を作成しました。</p>	<p>川崎市内にお住まいの障害者（児）やその家族の方々が利用できる障害福祉サービス等の情報提供を行いました。</p> <p>引き続き冊子・点字版の作成を行い、状況に応じた市民への障害福祉サービス等の情報提供を行います。</p>	C	健康福祉局	障害計画課	
					障害児施設の設置・運営	<p>■目的・目標：障害特性に応じた療育等の支援を行います。</p> <p>■事業概要：南・北・西部地域療育センター、中央療育センター、ソレイユ川崎などの施設を設置・運営します。</p>	<p>障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。</p>	<p>障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。</p>	<p>障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。</p>	<p>利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっていきます。</p> <p>義務的な経費であるため、障害者施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。</p>	C	健康福祉局	障害福祉課	

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	9 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条		76		発達障害者支援センター事業	<p>■目的・目標：発達障害児者に対する支援を行う地域の拠点として、本人及び家族等からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域における支援体制の整備を促進します。</p> <p>■事業概要：発達障害児者やその家族に対する専門相談、発達障害児者を支援する関係職員への研修や市民への普及啓発を行います。また、関係者で構成される発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、情報交換等を行います。</p>	<p>発達相談支援センターにおいて、子どもの発達障害に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。</p> <p>また、子どもの発達等の支援を行う関係機関職員向け研修として、幼稚園・保育所等職員向けに発達相談支援コーディネーター養成研修を実施しました。市民への普及啓発講座として、発達障がい応援キャラバン（一部、緊急事態宣言中に予定していた講座は中止）、市民講座「発達障害児の子育てのコツ」をテーマに実施しました。</p> <p>発達障害者支援地域連絡調整会議を令和3年3月に書面開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。</p>	<p>発達相談支援センターにおいて、子どもの発達障害に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。</p> <p>また、子どもの発達等の支援を行う関係機関職員向け研修として、幼稚園・保育所等職員向けに発達相談支援コーディネーター養成研修を実施しました。市民への普及啓発講座として、発達障がい応援キャラバン、市民講座「発達の気になるお父さんの理解と具体的支援について～作業療法士の立場から～」をテーマにオンライン形式で実施し、市民講座については後日オンデマンド配信も行いました。</p> <p>発達障害者支援地域連絡調整会議を令和4年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。</p>	<p>発達相談支援センターにおいて、学齢児以降の発達障害に関わる一般的な相談の他、医療相談や就労相談等を実施しました。</p> <p>また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」（オンライン研修）や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」（オンライン・集合研修）等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。</p> <p>発達障害者支援地域連絡調整会議を令和5年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。</p>	発達障害児・者の専門相談機関である発達相談支援センターにおいて、個別の相談に丁寧に応じるとともに、各種取組を通じて、地域支援者の養成・育成を図る等、発達障害児・者の支援体制の強化を行いました。	C	健康福祉局	障害計画課
				77		発達相談支援教室	<p>■目的・目標：精神発達面に課題があると思われる幼児や、親子関係、養育環境等の改善が必要な親子に対し、適切な支援を提供します。</p> <p>■事業概要：集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な発育発達を促すような働きかけを行い養育を支援します。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	幼児の健全な発育発達を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
				78		わくわくプラザ事業（障害児対応）	<p>■目的・目標：障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進します。</p> <p>■事業概要：職員の子どもの権利に関する認識を向上させ、障害等による差別や不利益を受けることなく利用できるよう、学校や地域と連携を図り、適切に対応します。</p>	<p>学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすくなるよう施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。</p> <p>具体的には、支援級に通学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。</p>	<p>学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすくなるよう施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。</p> <p>具体的には、支援級に通学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。</p>	<p>学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすくなるよう施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。</p> <p>具体的には、支援級に通学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。</p>	学校等と連携を図ることで、必要な支援を適切に行うことにより、児童にとっても利用しやすくなるよう環境を提供しました。	C	こども未来局	青少年支援室
				79		統合保育	<p>■目的・目標：障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、保育所・家庭や地域等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。</p> <p>■事業概要：障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあふ保育所等での活動を支援し、統合保育を充実します。</p>	<p>研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。</p>	<p>研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。</p>	<p>研修や巡回支援の実施、他機関との連携を図り、インクルーシブ保育を充実させました。</p>	<p>障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあふ保育所に必要な支援を行いました。</p> <p>引き続きインクルーシブ保育について学ぶ機会を作り、他機関との連携を推進します。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				80		子どもの発達支援事業（幸区）	<p>■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしていられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。</p> <p>■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばすきっかけを学ぶ講座を開催します。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 こどもの遊びと発達（感覚統合を知ろう）を年4回（9月25日16名、10月23日18名、11月27日14名、1月29日24名参加）開催しました。延べ参加者は、母35人、父2人、児35人の計72人でした。また、講師を依頼し、「ことばの発達について・感覚統合」を年4回実施しました。同室保育も実施しました。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも回数を減らし感染対策を行ったうえで実施しました。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう」を年5回（6月25日6世帯、8月27日8世帯、10月22日9世帯、1月28日5世帯、2月25日7世帯が参加）開催しました。延べ35世帯が参加し、中には父母ともに参加する家庭もありました。また、同室保育も実施しました。 新型コロナウイルス感染対策を徹底し、昨年よりも回数を多く実施できました。</p>	<p>次のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月24日7世帯、8月26日7世帯、10月28日9世帯、12月2日6世帯、2月24日8世帯が参加）開催し、延べ37世帯が参加しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう！」を年4回（7月11日5世帯、9月12日8世帯、11月25日6世帯、1月27日3世帯が参加）開催し、延べ22世帯が参加しました。中には父母ともに参加する家庭もありました。また、同室保育も実施しました。 新型コロナウイルス感染対策を徹底し、昨年よりも回数を多く実施できました。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、開催回数の制限を行うこととなりましたが、参加希望者も年々増加し、コロナ禍での孤立や育児不安、発達の課題を抱える親子が増加している課題に対して適切な内容を実施し、今後のフォローにもつなげられる講座を開催することができました。</p>	C	幸区役所	地域支援課
				81		子どもの発達支援事業（中原区）	<p>■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるよう、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ることを目的とする。</p> <p>■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達課題をもつ就学前・就学後の子どもの保護者を対象とした交流会（保護者セミナー・保護者ミーティング）の開催により、保護者の子どもへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。</p>	<p>子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援検討会」をコロナの蔓延状況を鑑み、オンラインと会場参加のハイブリット方式で実施し、就学についての課題・コロナ禍での発達支援を取り巻く現状の共有などを行いました。また保護者向けの子ども発達支援セミナー、保護者ミーティングを各々7回開催しました。コロナの感染状況に応じてオンラインも取り入れながら実施しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ち楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別に応じた対応を学ぶ場となっています。</p>	<p>子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を実施し、就学等について発達支援を取り巻く現状の共有などを行いました。また保護者向けの子ども発達支援セミナーを9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ちが楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別に応じた対応を学ぶ場となっています。</p>	<p>保護者や児童の支援のため、区内関係機関の活動を理解しあい、顔が見える関係を継続し連携の足掛かりとすることができました。また、保護者同士の情報共有や悩みを分かち合える場、専門機関からアドバイスを得られる場として実施し、概ね満足との反応が得られています。</p> <p>保護者の抱える思いや課題は各々異なりますが、他の保護者の話を聞くことで多様性を認め合い、悩みながらも関係機関とつながり続ける機会として継続していくことが望ましいと考えます。そのためにも実施内容について広報の機会を増やすことは改善の余地があると思われ、引き続き取り組んでまいります。</p>	C	中原区役所	地域支援課	
				82		幼児の発達支援事業（多摩区）	<p>■目的・目標：幼児の健康の保持増進及び発達への支援を行い、同時に虐待予防を図ることにより子どもの権利を保障します。</p> <p>■事業概要：「言葉が遅い」、「多動落ち着きが悪い」、「こだわりが強い」など精神及び社会的な発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。</p>	<p>1歳半健診後のフォローとして2歳児までの親子を対象としたグループ（年9回）と3歳児までの親子を対象としたグループ（年7回）を実施した。参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら安全に実施しました。</p>	<p>1歳半健診後のフォローとして2歳児頃の親子を対象としたグループ（年8回）と3歳児までの親子を対象としたグループ（年7回）を実施しました。参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行いました。子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら安全に実施しました。</p>	<p>主に所属に属さない2歳前後を対象とした事業を実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。事業終了後も対象母子に合わせた事業や関係機関への紹介を行うことができました。</p>	<p>令和4年度は多摩区内に新たに子ども発達相談センターが開設されることがあり、対象児について変更を行いました。主に所属に属さない2歳前後を対象とした事業を実施し、個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。事業終了後も対象母子に合わせた事業や関係機関への紹介を行うことができました。</p> <p>事業の対象者について、主に所属に属さない2歳前後としてきましたが、本事業を必要とする区民が参加できるように、令和5年度は所属に属する児についても対象範囲を広げて事業を展開していきます。今後も関係機関の状況などを鑑みながら、対象者のニーズに合った支援を展開していくことが必要と考えます。</p>	C	多摩区役所	地域支援課

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	9 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条		83		精神衛生外来診療	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第16条に定める個別の必要に応じた支援を受ける権利により、発達障害等の症状のある子どもにカウンセリングを実施します。</p> <p>■事業概要：発達障害、自閉症、不登校などの心身症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざします。</p>	令和2年4月から令和3年3月までの1年間で延べ85人(月平均7人)のカウンセリングを行いました。	令和3年4月から令和4年3月までの1年間で延べ162人(月平均14人)のカウンセリングを行いました。	令和4年4月から令和5年3月までの1年間で延べ177人(月平均15人)のカウンセリングを行いました。	コロナ禍より体の不調を訴える児童が多くなりました。すべての需要に応えられる状況ではありませんが、今後も対応していきたいと思えます。	C	病院局	川崎病院事務局長事務課
				84		通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流	<p>■目的・目標：交流及び共同学習の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流、特別支援学校と地域の学校との交流、あるいは特別支援学校に在籍している児童生徒と居住地の学校の児童生徒との交流を推進します。</p>	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて165校であり、小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。また、川崎市域の特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の学校の児童生徒との間で行われる交流及び学校間交流については、対象となる特別支援学校7校で居住地交流を希望する児童生徒に一人当たり年間3回程度実施しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年と比較し実施校数等が少なく、地域の小学校10校、中学校3校と交流を行い、13名が参加したところです。小中学校内で行われる交流及び共同学習、また特別支援学校の居住地交流の内容については、個々の教育的ニーズに応じ各教科の学習や学校行事に参加している状況が報告されています。	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて165校であり、小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の小中学校の児童生徒の間で行われる交流及び共同学習については、対象となる特別支援学校7校で居住地交流を希望する児童生徒について実施しています。令和3年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、実施数は少なく、地域の小学校4校、中学校2校において17名の児童生徒が居住地校交流を実施しました。また、今年度「居住地校交流あり方検討会議」を設置し、モデル校5校における取組をおして今後のあり方の検討を行いました。小中学校内で行われる交流及び共同学習、また特別支援学校の居住地校交流の内容については、個々の教育的ニーズに応じ各教科の学習や学校行事等に参加している状況が報告されています。	市立の小中学校で特別支援学級を設置している学校は小中学校を合わせて165校であり、小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を継続的に実施しています。特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の小中学校の児童生徒の間で行われる交流及び共同学習については、対象となる特別支援学校7校で居住地校交流を希望する児童生徒について実施しています。令和4年度においては、地域の小学校31校、中学校17校において64名の児童生徒が居住地校交流を実施しました。また、市立特別支援学校に在籍する児童生徒については、学区の小中学校に副次的な学籍である交流籍を設けた上で交流を実施しました。さらに、交流を実施する市立特別支援学校及び小中学校を対象として、居住地校交流連絡会議を年3回開催し、意義や目的を周知するとともに、学校間の情報共有や意見交換を行い、組織的・計画的・継続的な取組となるよう推進しました。	小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習については、継続的に実施することができました。居住地校交流については、令和2年度に課題の整理を行い、令和3年度にあり方検討会議等により今後の取組の方向性を決定しました。令和4年度には副次的な学籍を導入するとともに居住地校交流連絡会議の開催等、各学校での取組が充実したものと認められます。3年間で段階的に推進してまいりました。新型コロナウイルス感染症により、交流の実施が難しい時期もありましたが、令和4年度については、実施人数及び回数が、令和元年より増加しました。今後も障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築と、各学校における交流及び共同学習並びに特別支援学校の居住地校交流の充実を図り、計画的・継続的に実施できるようその必要性についての周知や好事例の紹介等をしてまいります。	C	教育委員会事務局	支援教育課
				85		心の健康相談支援事業	<p>■目的・目標：児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学面も含めた学校への支援体制を充実させます。</p> <p>■事業概要：心の健康に起因する問題について、精神科医等による面接相談を実施するほか、精神科医等を派遣しての学校で面接相談を実施します。また、相談事例に基づいた研修会等を行い、心の健康問題への啓発活動を実施します。</p>	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止といたしました。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響のため、今年度は動画配信で実施しました。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、今年度は集合形式で実施しました。	児童生徒の心の健康課題に対処するために、医学的な面も含めて学校への専門家の援助を通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実を図ることができました。今後も継続して、学校からの要請に基づき、精神科医等の面接相談を実施し、研修会についても、継続して実施します。学校からの相談内容が多様化・複雑化している中、本事業だけでは対応できない状況があることから、引き続き、他部署での事業や他の相談機関と連携してまいります。	C	教育委員会事務局	健康教育課
86		特別支援教育体制充実事業	<p>■目的・目標：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する、学校としての支援体制の整備、充実を図るために、特別支援教育体制充実事業を実施します。</p> <p>■事業概要：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を促進し、学校としての特別支援教育体制の充実を図ります。</p>	校内支援体制の構築を目的として、「特別支援教育コーディネーター連絡会議」を年4回開催しました。発達障害等のある児童生徒への支援について、学校種に応じた課題の共有及び今年度の重点目標等について提案を行いました。また、新しくコーディネーターを担当する教員に対して、校種別に「コーディネーター養成研修」を実施しました。小中学校の支援が必要な児童生徒について、各学校で作成している個別の指導計画を活用しながら、巡回相談員が見立てや支援方法などのコーディネーターや学級担任に助言を行う巡回相談を実施しました。また、高等学校の支援が必要な児童生徒については、高等学校支援員が学級担任やコーディネーターへの助言、本人・保護者へのフィードバック、個別の指導計画の作成支援や関係機関への適切なつなぎなどを行いました。	校内支援体制の構築を目的として、「特別支援教育コーディネーター連絡会議」を年4回開催しました(全校種2回、校種別2回)。発達障害等のある児童生徒への支援について、コーディネーター業務にかかわる情報提供や研修、中学校区での情報交換を実施しました。また、新しくコーディネーターを担当する教員に対して、校種別に「コーディネーター養成研修」を実施しました。小中学校の支援が必要な児童生徒について、各学校で作成している個別の指導計画を活用しながら、巡回相談員が見立てや支援方法などのコーディネーターや学級担任に助言を行う巡回相談を実施しました。高等学校の支援が必要な児童生徒については、高等学校支援員が学級担任やコーディネーターへの助言、本人・保護者へのフィードバック、個別の指導計画の作成支援や関係機関への適切なつなぎなどを行いました。	令和4年度は、小・中高等学校及び特別支援学校のコーディネーターの名称を「支援教育コーディネーター」と名称統一を行いました。校内支援体制の構築を目的として、引き続き「支援教育コーディネーター連絡会議」を年4回開催しました(全校種2回、校種別2回)。特別な教育的ニーズの多様化に伴い、支援教育課や教育政策室、教育相談センターと連携を図り、発達障害等のある児童生徒への支援について、支援教育コーディネーター業務にかかわる情報提供や研修、中学校区での情報交換を実施しました。また、新しく支援教育コーディネーターを担当する教員に対して、校種別に「支援教育コーディネーター養成研修」を実施しました。高等学校の支援が必要な児童生徒については、引き続き、高等学校支援員が学級担任や支援教育コーディネーターへの助言、本人・保護者へのフィードバック、個別の指導計画の作成支援や関係機関への適切なつなぎなどを行いました。	障害の有無にかかわらず、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、適切な支援を行う支援教育コーディネーターの役割は、児童生徒及び保護者、学校関係者には一定程度周知されました。支援教育コーディネーター連絡会議では、特別な教育的ニーズの多様化に伴い、支援教育課や教育政策室、教育相談センター、各区分担当等と連携を図り、「児童生徒指導・教育相談・特別支援教育」の3つの視点を生かして、最新の情報を踏まえながら、適切な会議・研修の企画・運営を行いました。令和5年度に向けて、支援教育コーディネーターを支える体制整備について、支援教育課と教育相談センターと検討を進めています。コーディネーターの資質の向上については、3年計画で研修を実施し、支援教育コーディネーターを育成することを検討しています。今後については、特別な教育的ニーズの多様化・重複化に対応するため、本市における支援教育のコンセプトの共有に関して、支援教育課や教育政策室、教育相談センター、各区分担当等と調整や連携を図ります。	C	教育委員会事務局	特別支援教育センター				
10 児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条	87		児童養護施設等に入所する子どもの権利ノート活用	<p>■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、措置児童の権利擁護を図ります。</p>	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。今年度は子どもが要望を伝えやすいよう、同封するハガキをA4の用紙に改め、記載する内容も最小限にするなど工夫をしました。	各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。また、権利ノート文面や同封ハガキについて見直しを行いました。今年度は子どもが要望を伝えやすいよう、同封するハガキをA4の用紙に改め、記載する内容も最小限にするなど工夫をしました。	施設措置児童に、「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。また、権利ノート文面や同封ハガキについて見直しを行いました。今年度も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(児童福祉)		
		88		里親家庭用「子どもの権利ノート」	<p>■目的・目標：里親委託児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図ります。J34-J35</p>	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	各児童相談所を通して里親委託児童へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。今年度は子どもが要望を伝えやすいよう、同封するハガキをA4の用紙に改め、記載する内容も最小限にするなど工夫をしました。	各児童相談所を通して里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。また、権利ノート文面や同封ハガキについて見直しを行いました。今年度も委託児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(児童福祉)			
		89		児童養護施設等での啓発活動、情報提供等	<p>■目的・目標：施設入所児童がより安心して暮らせるよう支援し、施設職員の知識向上を図ります。</p> <p>■事業概要：施設内における子どもの権利を保障するため、施設において子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修等が実施されるよう必要な情報提供や支援等を行います。</p>	各施設内においてそれぞれ権利意識の醸成に関する研修等を開催し、職員の育成に努めました。	各施設内においてそれぞれ権利意識の醸成に関する研修等を開催し、職員の育成に努めました。	各施設内においてそれぞれ権利意識の醸成に関する研修等を開催し、職員の育成に努めました。	各施設・児童相談所とも連携し、権利擁護の醸成を進めてまいりました。今後は児童福祉法の改正(意見表明権)も踏まえていながら、施設内における児童の権利保護の意識づけを行ってまいります。	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(児童福祉)		

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(4) 個別の必要に応じた支援	19 児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		90		子ども夢パーク事業（不登校児童生徒居場所事業）	<p>■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に学び遊ぶことを支援します。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。3年間は終始コロナ禍でしたが、不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりに努め、子どもたちの居場所としてあり続けました。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
				91		DV被害者の子どもへの支援	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第20条に基づき、DV被害者の子どもに対する支援を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者であると捉え、特別な支援が必要な場合には、児童相談所等関係機関と連携を図り適切に対応します。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。</p>	<p>DVと虐待の関係性について、関係機関と会議や研修を通して周知や連携の強化を図ってきました。児童相談所と区役所・支所の連携や、電話相談窓口であるDV相談支援センターからの情報提供により、特別な支援が必要な場合において、適切な対応を行うことができました。</p> <p>毎年職員の変動がある中で、関係機関職員の理解や対応の水準を維持、向上できるように、会議や研修を通して周知や連携の強化を継続的に行っていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				92		児童相談所一時保護所における学習支援	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第21条に基づき、児童相談所一時保護所における学習支援を実施します。</p> <p>■事業概要：一時保護所における児童の学習をする権利の確保を目的として、教員免許を持った学習専門指導員（会計年度任用職員）を配置し学習室等において児童へ学習支援を行います。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。</p>	<p>児童相談所一時保護されている児童の学習権を保障するため、教員免許を持った学習専門指導員を配置し、各個人の年齢や能力に合わせた学習支援をすることができました。各個人に合わせたきめ細かな学習支援の実施に向けて在籍校や教育委員会との要なる連携に取り組み、受験期の児童の目標や希望に応じた手厚い支援を今後充実させていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				93		児童相談所等で生活している子どもへの情報提供等	<p>■目的・目標：児童相談所一時保護所や施設入所をしている子どもへ子どもの権利に関する情報提供を行います。</p> <p>■事業概要：施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利についての周知を図ります。</p>	<p>一時保護所や施設入所中児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。</p> <p>また、一時保護所入所中の児童への弁護士による権利擁護に関する説明の実施や、入所時に配布する一時保護所のしおり等の改定、一時保護所第三者委員活動の試行実施等を行いました。</p>	<p>一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。</p> <p>また、一時保護所入所中の児童への弁護士による権利擁護に関する説明の実施や、入所時に配布する一時保護所のしおり等の改定、一時保護所第三者委員活動の試行実施等を行いました。</p>	<p>一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。</p> <p>また、一時保護所入所中の児童への弁護士による権利擁護に関する説明の実施や、入所時に配布する一時保護所のしおり等の改定、一時保護所第三者委員活動の実施等を行いました。</p>	<p>施設等に入所となる児童に対して、必ず『子どもの権利ノート』を配布し、また一時保護中の児童に対しては、『子どもの権利カード』を配布するなど、年齢や能力に合わせて丁寧な説明、情報提供ができました。</p> <p>また、継続して施設等に入所している児童については年に1回、児童福祉司から児童へ子どもの権利ノートについて説明をする機会を作っています。</p> <p>児童福祉法の改正も踏まえ、さらなる子どもの権利擁護に向けた取組について、関係局と検討していく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				94		思春期問題対策事業（こどもサポート旭町）	<p>■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援します。不登校等の子どもたちの孤立を防ぎ、社会参加を支援し、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会、講演会、個別面談の形式で年3回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会、講演会、個別面談の形式で年3回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会、講演会、個別面談の形式で年3回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、「不登校を終験した高校生との交流会」を2回開催し、こどもサポート旭町の児童・生徒が将来に対する考えや希望を育む機会を創出することができました。「不登校保護者の会」については、不登校等の子どもをもつ保護者の悩みや不安を共有し解決につなげるための懇談会や、保護者・支援者にこどもサポート旭町をより広く知ってもらうための施設見学会を2回開催し、保護者に対する支援や情報発信を行うことができました。</p>	<p>「こどもサポート旭町」を週4回開室し、学校や家庭以外の居場所をつくることで、児童・生徒同士の交流や社会参加等の支援を行うことができました。また、「高校生との交流会」を計6回開催して不登校児童・生徒の不安の解消につなげることも、「不登校保護者の会」を計5回開催し、併せて個別面談や施設紹介の動画作成等を行うことで、保護者に対する支援や情報発信を行うことができました。</p> <p>地理的にこどもサポート旭町への通所が困難な子どもや課題を抱える高校生の居場所づくりについて、庁内の関係部署や地域相談支援センター等の関係機関と連携しながら、支援の充実を進める必要があります。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				95		不登校対策連携会議	<p>■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連携会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取組ます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回目の会議を中止し、第2回目の会議は書面開催としました。コロナ禍の不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換を通して、各機関・施設で行えることや連携して取組めることなどについて意見交換を行い、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。</p> <p>また、相談会・進路情報説明会では、コロナ禍での開催となったため、例年よりも少ない1135名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回目の会議は開催しましたが、第2回目の会議は書面開催としました。コロナ禍の不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換を通して、各機関・施設で行えることや連携して取組めることなどについて意見交換を行い、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。</p> <p>また、相談会・進路情報説明会では、コロナ禍での開催となったため、例年よりも少ない100名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。</p>	<p>不登校対策連絡会議（旧連携会議）を6月と2月の年2回開催し、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。9月に行った相談会・進路情報説明会では、173名の来場者があり、子どもや保護者に進路についてや居場所・学びの場についての情報提供を行い、成果を残すことができました。</p>	<p>コロナ禍もあり、対面での開催ができないこともありましたが、NPOも含めた、川崎市内の不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を定期的に開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向けた取組を進めることができました。</p> <p>不登校相談会・進路情報説明会を開催し、学校に行けなくても、子どもたち一人ひとりのニーズに合った情報が得られるよう支援を行いました。今後も関係機関で連携し、支援の充実を図ってまいります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
96		適応指導教室（ゆうゆう広場）	<p>■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室（ゆうゆう広場）を設営運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。</p> <p>■事業概要：適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和2年度は、191名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和3年度は、179名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和4年度は、202名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営を通して、不登校児童生徒の社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和4年度は、202名が通級登録しました。</p> <p>コロナ不安等もあり、不登校について、背景や要因はますます多様化複雑化することが考えられますが、どのような状況下でも、通級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定感を高める活動を継続すると同時に、周知活動をさらに進め、ニーズのある子どもに支援が届くように努めていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター				

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(5)共生社会に関する理解の促進	⑬ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生*共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成を目指した教育を推進します。	16条		97		教育相談員・メンタルフレンド	<p>■目的・目標：不登校の子どもに寄り添うことで安心感を与え、様々な自立活動を通して状況の改善を図ります。</p> <p>■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動補助を行います。</p>	令和2年度は、16名のメンタルフレンドが、6箇所のゆうゆう広場で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	令和3年度は、11名のメンタルフレンドが、6箇所のゆうゆう広場で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	令和4年度は、16名のメンタルフレンドが、6箇所のゆうゆう広場で通級する子どもたちに寄り添った活動を行い、安心した居場所づくりを行いました。	心理学や教育について学ぶ大学生や大学院生をメンタルフレンドとして、ボランティアで活動に参加してもらい、相談員と協力しながら、通級する子どもたちが安心して過ごせるように、寄り添い守る体制の充実を図りました。 将来の自分の姿を想像し、前向きに生活するために、メンタルフレンドは子どもたちにとって身近な良い目標となりました。今後もより多くのメンタルフレンドに活動に参加してもらえるように努めます。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
				98		多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報	<p>■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けて、市民等の理解の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：「川崎市多文化共生社会推進指針」の周知及び指針に基づき施策の推進により、外国籍及び日本国籍でも外国文化背景のある子どもやその家族が地域社会を構成するかけがえのない一員であることについての理解を進めるための啓発を行います。</p>	例年、川崎市外国人市民代表者会議が参加して多文化共生への理解を進めるための啓発・広報活動等を行っている「インターナショナル・フェスティバルinかわさき」、「かわさき市民祭り」、「多文化フェスタさいわい」等のイベントについては、すべてコロナ禍により開催中止となりましたが、令和3年度は、子どもへの支援に関して一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて、外国につながる小学生を対象とした学習支援の企画を、2日間実施しました。	例年、川崎市外国人市民代表者会議が参加して多文化共生への理解を進めるための啓発・広報活動等を行っている「インターナショナル・フェスティバルinかわさき」、「かわさき市民祭り」、「多文化フェスタさいわい」等のイベントについては、すべてコロナ禍により開催中止となりましたが、令和3年度は、子どもへの支援に関して一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて、外国につながる小学生を対象とした学習支援の企画を、2日間実施しました。	「インターナショナル・フェスティバルinかわさき」はコロナ禍により今年度も開催されませんでしたが、「かわさき市民祭り」及び「多文化フェスタさいわい」については3年振りに開催され、外国人市民代表者会議と参加しました。これらのイベントにおいて、クイズや国旗描き、世界のお茶試飲等を実施しました。また、子どもへの支援に関しては、外国につながる小学生を対象とした学習支援企画を2日間実施しました。	令和4年度に参加した市民祭り等のイベントでは、参加した子どもたちが外国人市民代表者とのふれあいを通じて、多文化共生についての理解を深めてもらう機会につながりました。より多くの市民に多文化共生社会についての理解を進めるための啓発、広報を継続するとともに、より効果的な啓発、広報の手法について検討する必要があります。	D	市民文化局	多文化共生推進課	
				99		冊子「ふれあいかわさきの福祉」発行	<p>■目的・目標：地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツール</p> <p>■事業概要：地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツールとして、川崎市立全小学校の6年生を対象に、福祉に関する副読本「ふれあい」を配布し、児童期からの共生意識の醸成を図ります。</p>	地域包括ケアシステムの構築に向けて、子どもの頃から多様な人と共生する社会における地域での支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツールとして、川崎市立全小学校の6年生を対象に、福祉に関する副読本「ふれあい」を配布し、児童期からの共生意識の醸成を図ります。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な人との共生や地域での支え合いの大切さ、川崎市の取組等について、子ども頃から学ぶことが大変重要なことから、主に公立小学校6年生用として、合計約13,500部を配布しました。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な人との共生や地域での支え合いの大切さ、川崎市の取組等について、子ども頃から学ぶことが大変重要なことから、主に公立小学校6年生用として、合計約13,400部を配布しました。	地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について子どもたちに学んでもらいたい。共生意識の醸成を図ることが大変重要であることから、小学6年生を対象に副読本「ふれあい」を作成し、川崎市の全ての小学校に配布しました(配布数:約13,000部)。また、GIGAスクール構想に伴い、全編デジタル化を実施し、副読本ポータルサイトに掲載しました。	社会科や総合的な学習の時間など様々な学習の場において、福祉の心を育むための教材として活用されました。今後も継続的な活用に向け、取り上げる内容や構成等について検討し、より使いやすい教材となるよう工夫が求められています。また、副読本のデジタル化については、最適な手法等について引き続き検討を進めます。	C	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				100		こども未来事業	<p>■目的・目標：次代を担う子ども達が、将来に向かって夢と希望を持ち伸びやかに成長できるよう、様々な地域資源を活用した事業を通じて支援します。</p> <p>■事業概要：ものづくり技術の体験や、多様な人々との交流、木に親しむ機会を提供することで、進路や職業の選択肢を広げ、こころのケアを推進します。また、木(自然)と触れ合う中で心地よさを体感し、木(自然)に対する親しみや理解を深めるとともに、感性豊かなこころの発達を促すとともに、森林や環境問題への理解を育み、地域における子育て支援と子どもに関心を持つ人の人材育成を推進します。</p>	ものづくり体験事業は、坂戸小5年生91名を対象に、「高津ものまちづくり会」による町工場や開発した製品に関する授業を11月5日に実施しました。多様な人々との交流は、コロナ禍において特に高齢者との交流が難しく、「地域人材の活用」や「生きがいづくり」は十分に実施できませんでしたが、感染対策や人数・活動を制限しながらも5回実施しました。新たな交流の持ち方を見出す機会や繋がりづくりの大切さを実感できる良い機会となりました。木育は、共有の道具等が事業内で使用できないため、交流の中で自然物と触れ合う機会を作ったり、在宅子育て支援の一環として貸出遊具に木育遊具を取り入れ、在宅での親子遊びでの活用を推進し、多くの子育て家庭で活用していただきました。	ものづくり体験事業は、10月19日(火)に高津小5年生181名、11月15日(月)に久地小5年生172名を対象に、「高津ものまちづくり会」による町工場や開発した製品に関する授業を実施しました。多様な人々との交流は、コロナ禍のために積極的に実施せず、感染対策を講じ(人数や活動の制限、消毒の徹底など)ながら7回実施しました。高齢者との直接交流は実施せず、別の場所と同じプログラムを行ったり、戸外にて太極拳の体験を行ったり、双方の制作を合わせて一つの大きな製作物を完成させたことやコロナ禍でもできる間接的な交流を実施した。また、新たな取組として地域との交流を促進できるよう、会場を固定するのではなく参加者が地域に向かうプログラムも実施し新たな地域との繋がりが交流促進につながる機会となりました。	高津区内に工場を持つ企業の方に講師をお願いし、11月15日(火)に、久地小学校の5年生を対象として「ものづくり体験授業」を実施しました。高津区は、市内では川崎市に次いで工場が多い「ものづくりのまち」ですが、工場の移転跡地が住宅となる「住工混在」が進み、相互理解が重要な課題になっています。そこで、地域の将来を担う子どもたちに「ものづくり」と地元との工場への理解を醸成して「住工共生」のまちづくりを推進することにも、社会科の授業、職業体験の一環として活用してもらうことができました。	様々な地域資源の中でも、ものづくり関連への興味関心が高かったため、ものづくり体験授業を中心に実施してきました。講師は高津区内の工場の方にお願いし、地域の課題や実験を通じた製品の説明など、児童は大変興味を持って話を聞いています。本授業をとおし、児童は「ものづくり」や工場を身近に感じることができ、職業選択の幅を広げるとともに、住民と工場との心の壁を低くすることに貢献できました。	C	高津区役所	まちづくり推進企画課	
				101		多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」	<p>■目的・目標：日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重しあい、共生する大切さを意識してもらうことを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要：異なる文化背景のある地域の外国人市民等を「民族文化講師」(令和3年度から「多文化共生ふれあい事業」)として学校に派遣します。</p>	「民族文化講師」の派遣を希望する市立小、中学校、特別支援学校67校に対し、延べ193名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、新たに1団体を追加した4団体にコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	「多文化共生ふれあい事業」に名称変更し、派遣を希望する市立小、中学校、特別支援学校2校に対し、延べ232名の講師を派遣しました。講師の派遣に関して、新たに1団体を追加した4団体にコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	希望する市立小、中学校、特別支援学校87校に対し、延べ257名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体にコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	外国につながるのある児童生徒の増加とともに、多国籍化が進む中、様々な国の文化体験をすることで互いの文化の違いや良さを認め合う意識の向上を図ることができ、外国籍の児童生徒の人間関係づくりを推進することができました。	C	教育委員会事務局	教育政策室	
102	6	かわさき共生*共育プログラム(再掲)	<p>■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生*共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルールなどのスキルを学び、集団づくりを促進します。</p>	「かわさき共生*共育プログラム」担当者に向けて、4月に書面開催、8月にWeb会議システムでの、研修を行いました。学校からの要請等により、のべ17回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。新型コロナウイルス感染症による臨時休業後の子どもたちの心のケアと同時に、偏見や差別の問題、命の大切さについて考えることができるエクササイズを紹介しました。「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズで、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	「かわさき共生*共育プログラム」担当者に向けて、4月と8月にWeb会議システムでの、研修を行いました。学校からの要請等により、のべ38回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。新型コロナウイルス感染症による子どもたちの心のケアと把握のために、1人1台配付したGIGA端末を活用して効果測定アンケートを実施しました。また、昨年度に引き続きコミュニケーションのとりにくい状況の中でも、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	「かわさき共生*共育プログラム」担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。学校からの要請等による研修も開催し、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。本年度初めて、社会状況の変化による児童生徒への影響を踏まえ、全市立学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を子どもの権利条例も紹介しながら全市立学校で1時間実施しました。また、引き続きコミュニケーションのとりにくい状況の中でも、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。	「かわさき共生*共育プログラム」における、いじめ・不登校未然防止や人権プログラム等を充実させ、新たに「SOSの出し方・受け止め方教育」のエクササイズを追加しました。教職員の採用前研修では「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切な権利はどれか?」を紹介するなど、教職員の条例についての理解を深める取組を行いました。教職員・児童生徒とともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実にも努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、まだ課題があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。	B	教育委員会事務局	教育政策室					
103	9	平和・人権学習男女平等推進(再掲)	<p>■目的・目標：平和や人権の尊重、子どもの権利に関する理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館において、共に生きる地域社会の創造をめざして、学習事業を実施します。</p>	平和・人権学習は、教育文化会館・市民館(地区館7館)において、各館1事業(複数回の講座)以上を開催するものとしています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度前半の事業実施を見合わせていましたが、ハートセッション設置等の対策を講じるとともに、講座規模の縮小(1コマの時間数を減等)やICT活用をするなど工夫をしながら、令和2年度については5館で1事業2館で2事業、計9事業(9講座)を開催し、延べ511名が参加しました。事業内容としては、障がい者、環境、戦争、LGBT、平和などのテーマを取り上げました。	平和・人権・男女平等推進学習は、教育文化会館・市民館(地区館7館)において、各館1事業(複数回の講座)以上を開催するものとしています。人権、戦争、性教育、子育て、男女共同参画などのテーマで、教育文化会館・6市民館において、平和・人権・男女平等に関する講座を16講座開催し、延べ659名が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の講座において、オンライン併用で開催しました。	平和・人権・男女平等推進学習は、教育文化会館・市民館(地区館7館)において、各館2事業(複数回の講座)以上を開催するものとしています。人権、戦争、性教育、子育て、男女共同参画などのテーマで、教育文化会館・6市民館において、平和・人権・男女平等に関する講座を14講座開催し、延べ702名が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、1講座が全日程において中止となりました。	人権の尊重に関する学習を行い、共に生きる地域社会の創造に努めました。子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの権利について考えるような学習プログラムを設けました。多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課					

推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(5)共生社会に関する理解の促進	⑭ 外国人や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	16条		104		民族学校に通う子どもとの交流の促進	<p>■目的・目標：両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに造形教育活動の振興を図ります。</p> <p>■事業概要：県内朝鮮学校と川崎市立学校の児童生徒の造形作品による美術交流展を実施し、広く市民に公開します。</p>	<p>来客者の手指消毒の徹底や検温などの感染対策が困難であることや、会期となる1月時点での感染状況について見通しが立たないことから、中止としました。</p>	<p>出品する作品数を少なくし、感染対策を講じて実施しました。土曜日と日曜日の2日間の会期で、131名が来場しました。</p>	<p>出品する学校及び作品数を限定し、感染対策を講じて実施しました。休日と平日を含めた3日間の会期で、227名が来場しました。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止しました。令和3年度からは、従来の展示方法や作品数にこだわらず、出品する学校及び作品数を限定して感染対策を講じて開催することができました。令和4年度は、引き続きコロナ禍における作品展となりましたが、来場者数が227名に増えました。多様な作品から表現のよさを味わうことで、交流や造形教育活動の振興を図ることができました。</p> <p>教育文化会館の開館に伴い、新たな展示場所や方法について検討する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター